

ハローワークからのお知らせ

○労働保険(労災保険・雇用保険)の加入について

原則労働者を1人でも雇ったら労働保険の成立手続きを行う必要があります。労災保険・雇用保険それぞれの加入状況についてご確認をお願いします。ご不明な点については労災保険は瀬峰労働基準監督署(TEL0228-38-3131)、雇用保険は当所雇用保険担当(TEL0228-22-2531)までお問い合わせ願います。

詳しくは2～3ページを参照ください。



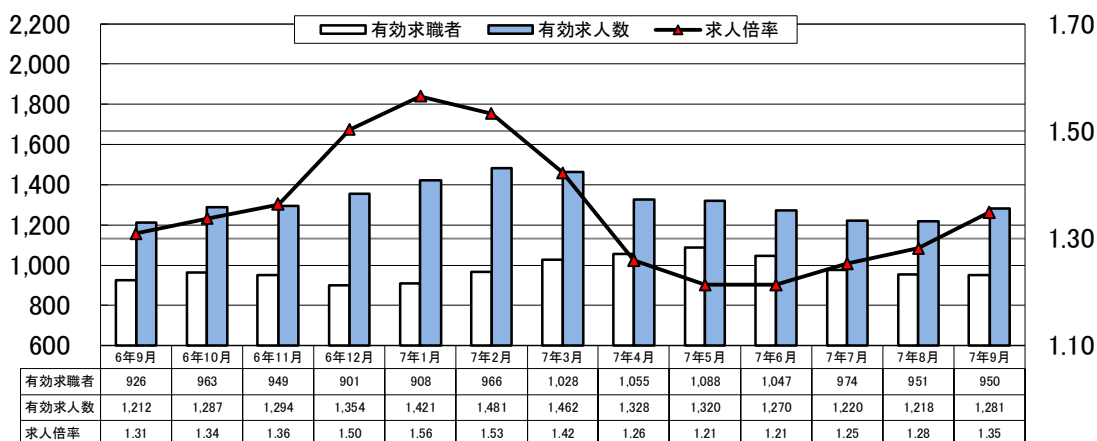
労働市場の動き(9月内容) ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆9月の有効求人倍率は1.35倍

◆月間有効求人数は1,281人、月間有効求職者数は950人

- ・新規求人数は432人と、前月に比べ0.5%の減少となり、前年同月比では9.9%の増加となりました。
- ・新規求人の主な産業別でみると前年同月比で運輸業が150.0%、卸売・小売業が56.3%、医療・福祉が49.1%、建設業が19.2%増加した一方で、生活関連サービス業・娯楽業が81.8%、サービス業(他に分類されないもの)が24.1%、製造業が17.9%減少しました。宿泊業・飲食サービス業は増減がありませんでした。
- ・新規求職申込件数は190人と、前月に比べ4.4%の増加となり、前年同月比では0.5%減少しました。
- ・このため、9月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,281人に対し、月間有効求職者数950人で、有効求人倍率は、1.35倍となり、前年同月を0.04ポイント上回りました。



労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付





雇用の動き(9月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	190	4.4	▲ 0.5
	うち45歳以上	115	2.7	▲ 3.4
	有効求職者数	950	▲ 0.1	2.6
	うち45歳以上	583	▲ 1.4	0.3
求人関係	新規求人数	432	▲ 0.5	9.9
	うち常用	424	0.2	11.3
	有効求人数	1,281	5.2	5.7
	うち常用	1,246	4.8	6.6
紹介関係	紹介件数	174	4.2	4.2
	うち常用	163	2.5	3.8
就職関係	就職件数	74	10.4	▲ 5.1
	うち常用	71	10.9	2.9

雇用保険適用状況		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	110	▲ 22.5	▲ 24.1
	資格喪失者数	194	36.6	16.9
	月末現在被保険者数	16,110	▲ 0.6	▲ 2.4

